〔その他の申請に係る必要書類及び注意事項等〕

1. 残存有効期間同一旅券発給申請	氏名、性別又は本籍地の都道府県名に変更があった場合	①残存期間同一用申請書 ②変更内容が分かる新しい戸籍謄本 ③写真 ④現有旅券
	査証欄の余白がなくなった場合	①残存期間同一用申請書 ②写真 ③現有旅券
2. 損傷	個々に判断しますのでご相談ください。	
3. 居所申請（代理不可） 1頁の書類以外に必要なもの	学 生	①住民票 ②学生証 ③居所の賃貸契約書（学生証に居所の記載がある場合は省略できます。）
	単身赴任者、長期出張者等	①住民票 ②居所証明書
	一 時 帰国者	①居所申請申出書 ＊日本国内に住民票をおいていない方 （次のうち１点） ②査証又は再入国許可のある旅券、外国人登録証、永住許可証、再入国許可証 等
4. 紛失（代理不可）	①紛失届出書 ②写真１枚（１頁３と同じもの） ③本人確認書類 ④紛失の状況により警察署への届出、罹災証明書 等	

5. 手数料

種類				手数料額	うち収入印紙	うち収入証紙
10年用			通 常	16,300円	14,000円	2,300円
			＊前回未交付	22,300円	18,000円	4,300円
5年用	申請時	12歳以上（下記(注)を参照）	通 常	11,300円	9,000円	2,300円
			＊前回未交付	17,300円	13,000円	4,300円
		12歳未満	通 常	6,300円	4,000円	2,300円
			＊前回未交付	12,300円	8,000円	4,300円
残存有効期間同一旅券				6,300円	4,000円	2,300円

＊令和５年３月２７日以降の申請により発行された旅券を受領せずに未交付失効させ、失効後５年以内に再度、旅券申請する場合

6. 受取（代理不可）	①受領証（引換証） ②手数料 ③現有旅券（有効期間内に申請する場合） ６ヵ月以内の早い時期にお受取りください。 申請場所での受取となります。必ず本人がお越しください。
7. 受取までの日数（紙申請時）	パスポートセンター：申請日から９日目以降（土・日・祝日、年末年始を除く） 各県民局 ：申請日から12日目以降（土・日・祝日、年末年始を除く）
8. その他	日程に余裕を持って申請してください。 一度、申請されたものは取り下げできません。 渡航先国ごとに、必要な旅券の残存有効期間が異なります。 査証（ビザ）については各国大使館等にご照会ください。 旅行会社等の代理提出は１週間前までに電話で相談してください。

(注)年齢は、「年齢計算に関する法律」(明治35年法律第50号)により決まります。旅券発給手続きにおいても、申請書に記入する年齢(申請書の提出日の年齢)は、誕生日の前日から１歳加算した年齢となりますので、ご注意ください。
12歳未満(6,300円)が適用されるのは、申請日が12歳の誕生日の前々日までです。

〔窓口のご案内〕

受付窓口		所在地・電話番号等	受付時間
徳島県パスポートセンター		〒770-0831 徳島市寺島本町西１丁目61 徳島駅クレメントプラザ６階 電話 088-656-3554 FAX 088-656-3302	申 請 月～金 9:00～17:00 受 取 月～金 9:00～17:00 受 取 日曜日 9:00～17:00 (土・祝休日・年末年始(12/29 ～ 1/3)は休み ただし、祝日と重なる日曜日は受取可)
県民局 南部総合	阿南庁舎	〒774-0030 阿南市富岡町あ王谷46 電話 0884-24-4172 FAX 0884-24-4301	申 請 月～金 9:00～17:00 受 取 月～金 9:00～17:00 (土・日・祝休日・年末年始(12/29 ～ 1/3)は休み)
	美波庁舎	〒779-2305 海部郡美波町奥河内字弁才天17-1 電話 0884-74-7333 FAX 0884-74-7337	
県民局 西部総合	美馬庁舎	〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73 電話 0883-53-2038 FAX 0883-53-2081	
	三好庁舎	〒778-0002 三好市池田町マチ2415番地 電話 0883-76-0372 FAX 0883-76-0450	

(参考)電子(オンライン)申請について　マイナポータルトップページ▶

○旅券の申請は、スマートフォン等でマイナポータルアプリをダウンロードして、電子申請することができます。 ○戸籍情報がシステム連携されるため、電子申請の場合は、戸籍謄本の提出は原則不要。 ○手数料は各種とも紙申請より400円安くなります。また、クレジットカード払いも可能です。 ○受取までの日数は紙申請と同じですが、審査完了日からの起算となります。

徳島県旅券（パスポート）申請案内（紙申請用） 2025年3月作成

徳島県で申請できる方は、日本国籍を有し徳島県内に住民票のある方です。(例外：居所申請 ４頁参照)

○次の(1)から(3)に該当する場合の必要書類は下表のとおりです。
(1) 初めて旅券を申請する場合　(2) 旅券の有効期限が切れた場合
(3) 現在お持ちの旅券の有効期間が１年未満になった場合
○その他の申請等については４頁をご覧ください。
○徳島県ホームページ「旅券（パスポート）申請のご案内 **https://www.pref.tokushima.lg.jp/passport/**」に関係情報を掲載しておりますので、ご利用ください。

〔申請に必要な書類等〕

1. 一般旅券発給申請書　１通

（10年用又は５年用）
＊折れ曲がったものは使えません。
＊令和５年３月改正様式以前の様式による申請書は使用できません。

・用紙はパスポートセンター、総合県民局、県市町村役場等にあります。
18歳以上の方…10年用又は5年用のどちらかを選べます。
18歳未満の方…5年用のみ
・ダウンロード申請書については、外務省ホームページをご覧ください。

2. 戸籍謄本　１通

（提出の日前６か月以内のもの）
＊戸籍抄本では受付できません。

○有効な旅券をお持ちの方で、
●氏名・性別又は本籍地の都道府県名に変更がない方は、省略できます。
＊未成年者の場合、親権者を確認する等の理由から省略できない場合があります。
＊一時帰国者の場合、国籍を確認する等の理由から省略できない場合があります。
●氏名・性別又は本籍地の都道府県名に変更がある方は、戸籍が必要です。
現在の戸籍で変更の経緯が分からない場合は、改製原戸籍等も併せて提出してください。
○同一戸籍内にある２人以上の方が同時に申請される場合は、戸籍謄本１通で共用できます。

3. 写真　１枚

（提出の日前６か月以内に写されたもの）

貼らずにお持ちください。（裏面下部に氏名を表面に筆跡が浮き出ないように記入し、

<原寸大>

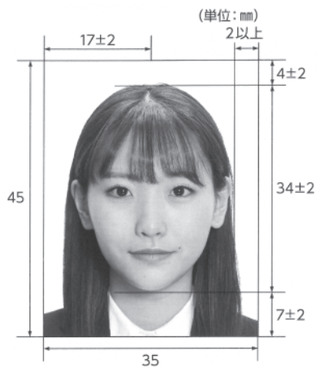

・提出された写真が旅券に転写されます。必ずふちなしで左図の**規格にあった鮮明な写真**を提出してください。（カラー、白黒どちらも可）
・申請者本人のみが正面向き、無帽、無背景。
※背景は白色を推奨します。

（不適当な写真の例）
・髪などにより顔の輪郭（頬）が隠れているもの
・目の周辺に、髪、マスク、眼鏡、つけまつげ等の一部、或いはその影が入っているもの
・眼鏡のフレームや照明の反射が目にかかっているもの、濃い色の眼鏡（レンズ）を使用しているもの（より確実な本人確認のため、眼鏡を外した顔写真を推奨しています。）
・カラーコンタクト、瞳のフチを広げるコンタクト等を使用しているもの
・口角が上がる、歯が見えて笑っているなどにより実際の容姿と著しく異なるもの
・帽子やヘアバンド等により頭部が隠れているもの
・イヤリング、ピアス等で顔の一部（目、耳、鼻、唇等）が隠れているもの
・ハイネックセーター、スカーフ、フード付きの服等により、顔や首、顎が確認しにくいもの
・写真に汚れやキズのあるもの、不鮮明なもの、画質の劣るもの
・写真の色が不自然なもの（青すぎるもの、暗すぎるものなど）
・頭、髪、服装等と背景の境界が不明瞭なもの
・美肌処理、顔のパーツを変形、ほくろ、しわなどを画像処理（修正）したもの
・（使用するカメラアプリ等により）左右反転したもの

写真の規格は、渡航先での出入国審査がスムーズに行えるよう、国際基準に従い定められており、不適当な場合は撮り直しをお願いしています。
詳しくは外務省ホームページ（海外渡航・滞在／パスポート（旅券））をご覧ください。

4. 本人確認の書類　（１点又は２点）

※有効な原本でお持ちください。(コピー不可)

※記載内容が住民票と一致しているものに限ります。
（異なる場合は申請前に訂正しておいてください。）
※代理人が提出する場合は、申請者と代理人の両方の「本人確認書類」が必要です。
※中学生以下の方で本人確認書類が保険証しかない場合は、併せて親権者の本人確認書類が必要です。
※提出された本人確認書類が本人のものと確認が困難な場合、他の本人確認書類を求めることがあります。
右のものが用意できない場合は、事前にご相談ください。

①次のものは１点
日本国旅券(有効旅券又は失効後６か月以内)　運転免許証　マイナンバーカード(写真付)
電気工事士免状　宅地建物取引士証　船員手帳　海技免状
無線従事者免許証　官公庁職員身分証明書(写真付)　身体障害者手帳(写真付)
運転経歴証明書(平成24年4月1日以降のもの)

②次のものは２点(アから２点又はアとイから１点ずつ) ※①が提示できない場合

ア	各種資格確認書(国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、共済組合) 介護保険証　厚生年金手帳（証書）　国民年金手帳（証書） 基礎年金番号通知書　共済年金証書　船員年金手帳（証書） 恩給証書　印鑑登録証明書（登録印も必要）
イ	会社の身分証明書(写真付)　国・県・市町村発行の資格証明書(写真付) 学生証(写真付)又は在学証明書　失効旅券(失効後６か月を過ぎたもの)

5. 前回取得した旅券

・有効期間内に申請する場合は、必ず有効旅券をお持ちください。
なお、現在有効旅券の残存期間は切り捨てとなり、新旅券に繰り越すことはできません。
・失効している場合も、可能な限りその旅券をお持ちください。　・旅券番号は変わります。
（確認のうえ、失効処理（穴あけ等）して返却可能です）

※住民票（原則不要）

個人番号記載のないもの

・徳島県内に住民票のある方は、「住民基本台帳ネットワークシステム」で住所を確認できますので、原則不要ですが、転入直後に申請される場合は、ご準備ください。
・居所申請（４頁参照）される方は、必要です。（発行日から６か月以内のもの）

申請書記入例

記入上の注意

◆申請書は**折ったり、汚したり**しないでください。
◆**黒又は青の濃いインク**で記入してください。
（サインペン・マジック・筆・消えるボールペンは不可）
◆修正液等は、旅券作成上、障害となりますので、使用しないでください。
◆記入ミスをしたときは、二本線で消して訂正してください。
ただし、**所持人自署欄は訂正できません。**

□の箇所は、必ず申請者本人（旅券名義人）が記入してください。

■ヘボン式ローマ字について、次のものは特に誤りやすいので注意してください。

《正しい表記》

し	SHI	ち	CHI	つ	TSU
ふ	FU	じ･ぢ	JI	ず･づ	ZU
きゃ	KYA	きゅ/きゅう	KYU	きょ/きょう	KYO
しゃ	SHA	しゅ/しゅう	SHU	しょ/しょう	SHO
ちゃ	CHA	ちゅ/ちゅう	CHU	ちょ/ちょう	CHO
りゃ	RYA	りゅ/りゅう	RYU	りょ/りょう	RYO
じゃ	JA	じゅ/じゅう	JU	じょ/じょう	JO

撥音：B･M･Pの前はNの代わりにMをおく。
（例）なんば　NAMBA、ほんま　HOMMA

促音：子音を重ねる。（例）はっとり　HATTORI
ただし、ち、ちゃ、ちゅ、ちょの前に限り、Cの前にはTをおく。
（例）はっちょう　HATCHO

長音：U・Oの母音は重ねて記入できない。希望によりOHは可。
（例）おおの　ONO　ようこ　YOKO　ゆうき　YUKI
ただし末尾で、ヨミカタが「オオ」の場合は「OO」となります。
（例）せのう　SENO　せのお　SENOO

＜おもて＞

＜所持人自署＞
署名（サイン）は、そのままパスポートに転写されます。
必ず本人が枠からはみ出さないように一行で**署名してください。**

小学生以上の方は、必ず自署してください。（ひらがなでも可）

身体に障がいのある方で、自署が困難な場合は、事前にご相談ください。

（所持人自署欄記入例）
●漢字署名
阿 波 次 郎

●ローマ字で書く署名
Jiro Awa

●乳幼児の署名を親権者が代筆する場合
阿 波 次 郎
阿波洋子（母）代筆
又は
Jiro Awa
by Y. Awa (mother)

署名として不適当なもの
・枠からはみ出した署名
・署名をなぞったもの、書き足したもの、下書きした署名
・インクが薄かったり、かすれた署名
・ふりがなをふったもの

戸籍どおりかい書で記入

本籍の番地まで記入

前回の旅券について記入

法律上の満年齢を記入
誕生日の前日に１歳加算されます。

住民票どおり正確に記入してください。
（マンション名、室番号まで）日中の連絡先は勤務先等を記入してください。

旅行中の緊急時に連絡のとれる家族・親族等（一緒に渡航しない人）

本人又は法定代理人がよく読んで記入してください。
「はい」に該当する場合は、別途手続きが必要です。
必ず事前に申し出てください。

＜う ら＞

※一度選択した氏名の表記は、今後変更することはできません。

表面のヘボン式表記と異なる表記を希望する場合のみ記入してください。（別途証明資料等が必要な場合がありますので事前にご相談ください。）

未成年者は注意
申請者が未成年者、成年被後見人の場合は、法定代理人又は後見人の署名が必要です。
父親が記入する場合は父親の氏名、母親が記入する場合は母親の氏名を記入してください。
親権者と子供の姓が異なる場合、親権者の戸籍が必要なことがあります。事前にお問い合わせください。

申請者本人が記入してください。
有効旅券を紛失した方、刑罰等に該当する方、前回旅券を申請して受け取らなかった方は代理提出はできません。

この欄はすべて引受人が記入してください。
提出時には、申請者本人と引受人の両方の本人確認書類が必要です。（コピー不可）